

# <創業・成長産業推進金融対策事業費補助>

## (事業概要)

県経済の活性化が期待される創業や成長産業分野等、県内中小企業の前向きな取組の加速化に向け、県特別保証融資制度『「選ばれる青森」への挑戦資金』のうち、同分野に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助することにより、県内中小企業による前向きな取組を支援する。

## 事業内容

「選ばれる青森」への挑戦資金のうち、以下の取組について、**信用保証料の30%又は40%を補助**し、事業者負担を軽減する。

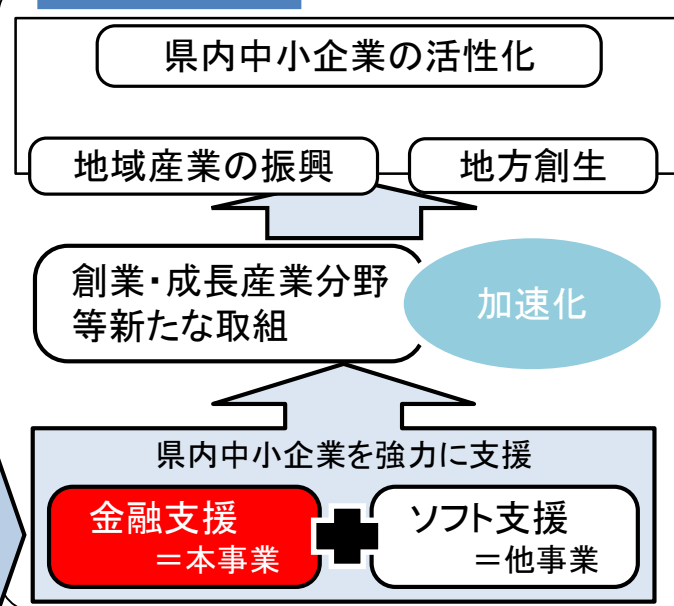
### 補助対象

- ①スタートアップ創出枠(信用保証料0.2%上乗せ分は補助対象外) ②創業枠
- ③県の推進する戦略等に基づく重点推進分野
- ④法令認定・補助採択事業 ⑤新分野進出 ⑥新商品・新技術開発等
- ⑦再生可能エネルギー発電設備導入 ⑧働き方改革推進事業の一部
- ⑨生産性向上を図る取組の一部
- ⑩DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する取組の一部
- ⑪GX(グリーントランスフォーメーション)を推進する取組の一部
- ⑫SDGsの達成に資する取組の一部
- ⑬事業承継特別保証利用かつ中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター確認
- ⑭経営承継借換関連保証を利用したもの
- ⑮金融機関提案枠 ※いずれも太陽光発電設備の導入に係る事業を除く

### 条件

補助対象 融資限度額	5千万円
融資期間	運転10年以内(うち据置期間2年以内) 設備15年以内(うち据置期間3年以内) ①、⑬は10年以内(うち据置期間1年以内)
融資利率	「選ばれる青森」への挑戦資金の所定利率(年1.1%ほか)
信用保証料	所定の保証料率(0.45~1.90%)に対する30%を県が補助 (特例)金融機関提案枠(1千万円超の設備資金)については、 青森県信用保証協会が保証料率を10%割引し、県は割引前の保証料率の40%相当額を補助(事業者負担は50%)

## 事業効果



## イメージ図

